

# 2級FP 実技対策問題

---

【どりめざFP合格ネット】

～個人資産相談業務～

(相続・事業承継)

- 問題文中に指示がない限り、特約、特例については、考慮する必要はありません。

【第1問】次の設例に基づいて、下記の各問（問1～問3）に答えなさい。

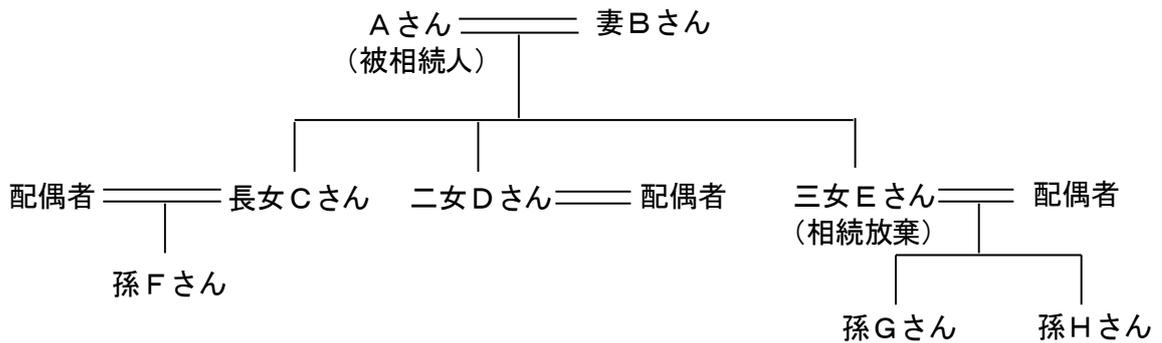
〈設例〉

Aさんは平成31年8月に病気により73歳で死亡した。Aさんには妻Bさん（68歳）との間に長女Cさん（45歳）、二女Dさん（40歳）および三女Eさん（38歳）の3人の子がいる。Aさん夫妻は二女Dさんの家族と同居をしていた。Aさんは、この自宅の敷地および建物を平成30年8月に妻Bさんに贈与しており、妻Bさんは、この贈与について「贈与税の配偶者控除」の適用を受けている。また、三女Eさんは、5年前にEさんの配偶者が事業を始めた際にAさんから開業資金として現金の贈与を受けているため、相続を放棄する予定である。

なお、Aさんは遺言を作成していなかったため、遺産分割について相続人で協議を行う必要がある。

Aさんの親族関係図は以下のとおりである。

〈Aさんの親族関係図〉



※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

問1

相続開始後の手続等に関する以下の文章の空欄(1)～(3)に入る最も適切な語句を、下記の〈語句群〉のイ～リのなかから選びなさい。

i) 三女Eさんは相続を放棄する予定であるが、相続の放棄をするためには、自己のために相続の開始があったことを知った時から原則として( 1 )以内に、家庭裁判所にその旨を申述しなければならない。この場合、三女Eさんの子である孫Gさんおよび孫Hさんは代襲相続人と( 2 )。

ii) 相続財産の分割方法には、一般に、指定分割、協議分割、調停分割および審判分割があるが、相続税の申告義務を有する者は、遺産が分割されたか否かにかかわらず、原則として相続の開始があったことを知った日の翌日から( 3 )以内に相続税の申告書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

〈語句群〉

イ. 2カ月    ロ. 3カ月    ハ. 4カ月    ニ. 6カ月  
ホ. 8カ月    ヘ. 10カ月    ト. 1年    チ. なる    リ. ならない

## 問2

Aさんの相続に関する次の記述(1)～(3)について、適切なものには○印を、不適切なものには×印をつけなさい。

(1)妻Bさんが相続によりAさんの財産を取得した場合、「贈与税の配偶者控除」の適用を受けて取得した自宅の敷地および建物については、相続開始前3年以内の贈与に該当するので、その受贈財産の相続時の価額のすべてが相続税の課税価格に加算される。

(2)三女Eさんが家庭裁判所に相続の放棄を申述し受理された場合は、放棄を撤回することはできない。

(3)Aさんの相続に係る相続税の課税価格の合計額に妻Bさんの法定相続分を乗じた金額が仮に1億4,000万円を超える場合、妻Bさんが「配偶者に対する相続税額の軽減」の規定を受けることができるときであっても、納付すべき相続税額が算出される。

## 問3

Aさんの相続における課税遺産総額（「課税価格の合計額－遺産に係る基礎控除額」）が2億7,000万円であった場合の相続税の総額を計算した下記の表の空欄(1)～(4)に入る最も適切な数値を求めなさい。なお、三女Eさんは所定の手続によりAさんの相続を放棄するものとする。また、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

課税価格の合計額		□□□万円
	遺産に係る基礎控除額	( 1 ) 万円
課税遺産総額		2億7,000万円
	相続税の総額の基となる税額	
	妻Bさん	( 2 ) 万円
	長女Cさん	( 3 ) 万円
	・ ・ ・	・ ・ ・
	・ ・ ・	・ ・ ・
相続税の総額		( 4 ) 万円

<資料> 相続税の速算表

法定相続分に応ずる取得金額		税率	控除額
万円超	万円以下		
	～ 1,000	10%	—
1,000	～ 3,000	15%	50万円
3,000	～ 5,000	20%	200万円
5,000	～ 10,000	30%	700万円
10,000	～ 20,000	40%	1,700万円
20,000	～ 30,000	45%	2,700万円
30,000	～ 60,000	50%	4,200万円
60,000	～	55%	7,200万円